

長井市の企業による奨学金返還支援制度の創設について

I 現行の「山形県若者定着奨学金支援事業」の使いづらさ

- ① 助成候補者認定を受けた年度以降に奨学金の貸与を受けた月数に応じた助成であるため、実質的に大学進学時の申請が必要になること。
*大学での学びによって就職を考える若者には対応できない。
- ② 助成対象者認定を申請するためには、大学等を卒業後 6 カ月以内に県内に居住・就業し、かつ 3 年間の就業が必要であり、さらに申請時点までの間奨学金を延滞することなく返還していることが必要であること。
*新卒採用者のみが対象で、中途採用者には門戸が開かれていない。
*早期離職防止の意図とは言え、就職後 3 年を経た後の助成であるため少しく有難みに欠ける。

II 基本的な考え方

奨学金返還支援活動を通して、若者が住みたいまち、働きたいまち、活躍できるまち長井をつくる一助とする。
また、支援企業の人材の確保、公益社団法人長井教育会の財務基盤の強化に資する。

III 新たな支援（代理返還）の概要（試案）

- 1 支援の対象となる奨学金
公益社団法人長井教育会の奨学金及び日本学生支援機構第一種・第二種奨学金
- 2 募集対象者
国内の次のア～オの高等教育機関（＝「大学等」）に在学又は卒業した方
ア 大学院 イ 大学 ウ 高等専門学校 エ 短期大学 オ 専修学校専門課程
- 3 上記 1、2 に該当する方で長井市内の支援企業に就職した方
- 4 支援金額 最大 240 万円
- 5 支援方法 支援企業が、それぞれ、就職後 6 カ月後から月毎に 3 万円の返還金を最大 80 カ月代理返還する。

IV 支援企業

- 1 支援企業とは
公益社団法人長井教育会の賛助会員で、本事業の趣旨に賛同する企業。
- 2 支援企業のメリットと考えられること（「日本学生支援機構」HP より）
 - ① 「若手人材」へアプローチができる
 - ② 「人材定着」で離職率の低減
 - ③ 経費の一部として「課税優遇」が受けられる（長井税務署の確認済み）
社員の所得税→代理返還額に係る所得税は非課税
法人税 →給与として損金算入ができ、かつ「賃上げ促進税制」対象
 - ④ 企業イメージの向上をはかれる

V 返還支援（代理返還）の流れ 別紙

VI 今後の方向性

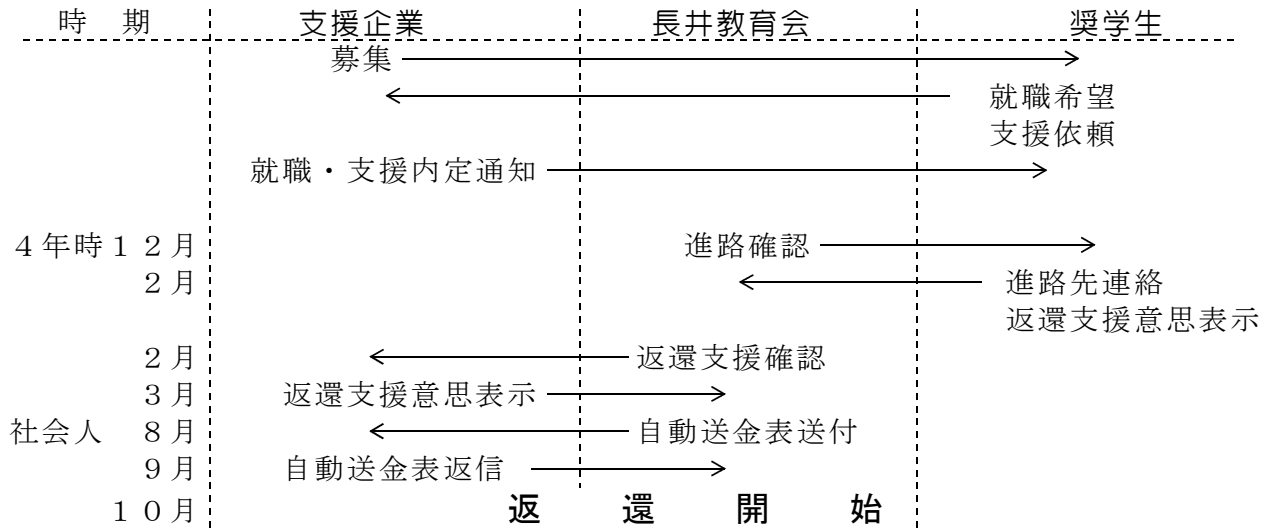
- 1 公益社団法人長井教育会の賛助企業へ本事業の説明、参加の呼びかけ
- 2 長井市、長井商工会議所等との打合せ
- 3 税務署、ハローワークと打合せを行い税制上の優遇、労基法との関係等を確認する

注意 「代理返還」の考え方

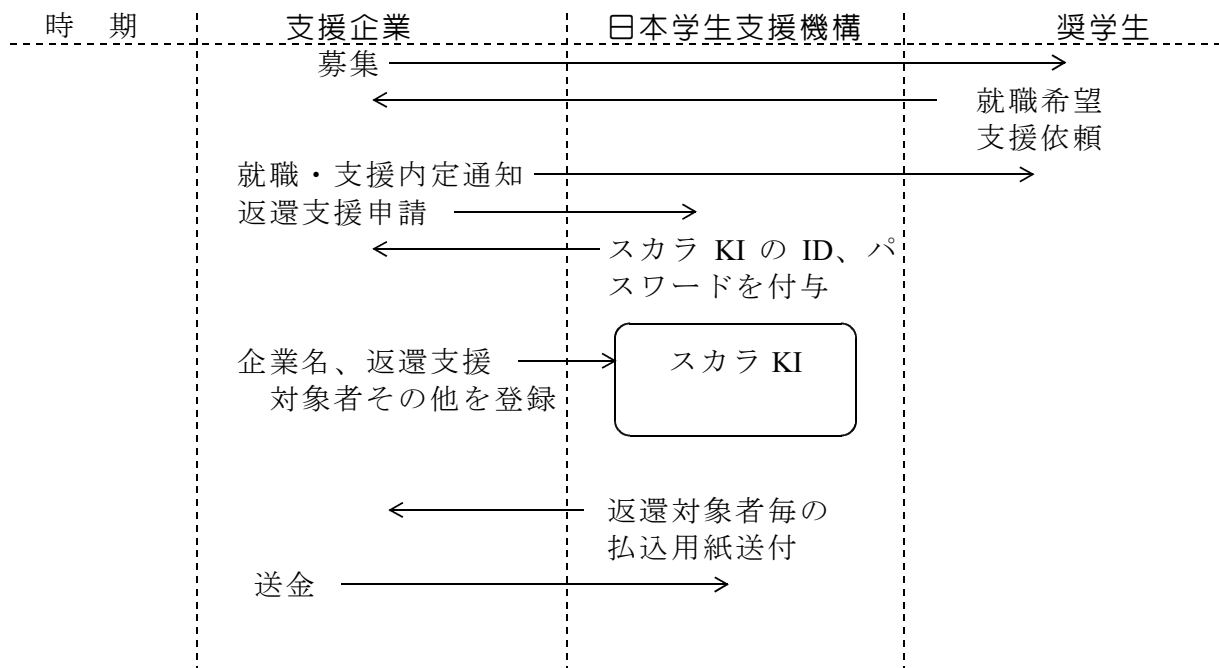
「代理返還」は、民法上の代位弁済とは異なり、企業が使用人に代わって奨学金を返還しても使用人に対してその返還額を求めること（求償権の行使）は想定しておりません。

奨学金返還支援（代理返還）の流れ

1 公益社団法人長井教育会奨学金の場合



2 日本学生支援機構の場合



注意

- ① 「スカラKI」とは、日本学生支援機構の返還支援システムの名称
- ② 令和6年度から銀行からの送金対応予定